

1. 総則

1-1. 取扱の準則

データ・ジャパン株式会社(以下「当社」と記述)は、当社が定めたこの「VirtualWeb サービス約款」(以下「本約款」といいます)によって VirtualWeb サービスを提供します。当社が、VirtualWeb サービスの各サービスの利用に関して、本約款の他に別途、書面、映像その他の方法で表示もしくは通知する注意事項、取扱規則その他の規約もまた本約款の一部を構成し、本約款と同等の効力を有するものとし、本約款は、当社のレンタルサーバー一連の契約と同時に発効するものとし、

1-2. 約款の変更

当社は本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。この場合、契約者には以後変更後の約款が用いられます。

1-3. 用語の定義

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

- ・基本サービス:当社または当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器(以下「当社サーバー」といいます)内に、契約者のデータ(以下「データ」といいます)の電的な保管空間を、別に定める方法に従い、電子メール利用およびホームページ公開のために貸し出すとともに、当社が当社サーバーの設定および接続環境を保守・管理し、サーバーの機能の利用権を契約者に付与するサービス
- ・付加サービス:基本サービスにより契約者に貸し出されるデータ保管空間に有償で価値を付加するサービスまたはその他の付加サービス
- ・利用契約:当社から VirtualWeb サービスの提供を受けるための契約
- ・契約者:当社と VirtualWeb サービス利用契約を締結している法人または自然人

1-4. VirtualWeb サービスの種別とその内容

VirtualWeb サービスは、基本サービスと付加サービスの2種類のサービスの組み合わせ、もしくは基本サービスのみで提供されます(以下これらの各種別を「サービス種別」といいます)。当社は、付加サービスのみ提供は行いません。また、それぞれのサービス種別毎に個別の機能を提供するサービス(以下「サービス品目」といいます)は、それぞれのサービス種別毎に定めます。

1-5. 基本サービスのサービス品目

基本サービスにおいて提供される機能、サービス品目は、当サービスを告知する以下のホームページ上 (<http://www.datajapan.ne.jp/virtualweb/>)にて告知いたします。

1-6.付加サービスのサービス品目

付加サービスにおいて提供される機能、サービス品目は別に定めます。

1-7.提供区域

VirtualWeb サービスの提供区域は、当社が別途定める方法で、サービスの利用が可能かつ料金支払の可能なすべての地域とします。

1-8.ディスクチャージとトラフィックチャージ

当社はデータの保管容量と転送容量に制限値を設けます。契約者はこの制限を超えて VirtualWeb サービスを利用した場合、当社の定める超過料金を支払わなければなりません。また、当社は契約者の利用容量が超過していることを通知する義務を負いません。

2.利用契約

2-1.利用契約の単位

VirtualWeb サービスの利用契約は、当社が定めた契約容量その他の条件を単位として締結します。

2-2.契約の最短利用期間

当社は、それぞれのサービス種別毎に最短利用期間を定めることができます。ただし、契約者は、最短利用期間分の利用料金を支払うことで、最短利用期間が経過する前においても解約することができるものとします。最短利用期間はレンタルサーバーの場合、契約日より3ヶ月とします。

2-3.契約者による第三者に対するサービスの提供

契約者が VirtualWeb サービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、予め当社所定の方法により当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に本約款を契約者と同様に遵守させるものとします。

2-4.権利譲渡の禁止

契約者は、VirtualWeb サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

3.利用申込等

3-1.利用申込

3-1-1.当社は Web ページ上で申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に当該利用申込を承諾します。

3-1-2.利用申込にあたっては、当社が指定した第三者による取次を認めます。

3-1-3.利用申込にあたって当社が認める場合に限り、ファクシミリによる申込に替えることができます。

3-2.利用契約の成立

VirtualWeb サービス利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

3-3.利用申込の受付とサービスの開始

3-3-1.当社が利用申込を承諾した場合、利用者に対して電子メールで登録完了通知を送信した時点でサービスの開始日とする。

利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。ただし、5-1 ないし 5-3 を除き、当社の責によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

3-3-2.契約者は、当社により通知されたドメイン名を、当社が別途定める期間は、最短でも使用し続けるものとします。

3-4.14 日間返金保証

VirtualWeb サービスでは、契約者が利用開始から 14 日以内に所定の手続きを行った場合に限り、初期費用および月額基本費用の返金を行います。

14 日間返金保証に関する留意事項は次の通りとします。

- (1)手続きは返金対象期間内に解約届出書を記入、捺印のうえ所定の送付先まで送付することとします
- (2)解約届出書の送付方法は郵送またはファクシミリとします
- (3)郵送の場合には、返金対象期間内の消印までを有効とします
- (4)解約届出書の受理から 30 日以内に、指定の銀行口座までの振込みをもって返金とします
- (5)返金時の振込み手数料(決済手数料)は、契約者の負担とします
- (6)返金保証の適用は 1 ヶ月払いを選択した契約者を対象とし、複数月払いを選択した契約者は返金保証対象外とします

次の場合は、返金保証対象外とします。

- (1)ドメイン名に係わる費用の一切
- (2)初期費用、月額基本費用以外のオプション費用の一切
- (3)返金保証期間を過ぎた解約申請

3-5.申込の拒絶

3-5-1.当社は、次の各号に該当する場合には、VirtualWeb サービスの利用の申込を承諾しないことができます。

- (1)申込に係る VirtualWeb サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上困難な場合
- (2)VirtualWeb サービスの申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがある場合
- (3)VirtualWeb サービスの申込者が、5-1(提供の停止)に該当する行為を行ったことがある場合または行うおそれがある場合
- (4)VirtualWeb サービスの申込ページで虚偽の事実を記載した場合
- (5)当社が、契約締結を適当でないと判断した場合
- (6)VirtualWeb 申込者が、当社の提供するサービスと同様、もしくは類似したサービスを当社サービス上に

て行う目的のために申し込みをされた場合

3-5-2.前項の規定により、当社が VirtualWeb サービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は、申込者に対し書面によりその旨を通知します。申込者はこれに対して異議を申し出ることはできません。当社は、拒絶の理由を明らかにする義務を負いません。

3-5-3.当社は、VirtualWeb サービス利用申込に対して、当社指定の審査機関を通して、与信審査を行うことがあります。この場合、契約者は、審査により設定された与信枠内の金額分だけしか VirtualWeb サービスを利用できないことがあります。

3-5-4.VirtualWeb 申込者が、当社の提供するサービスと同様、もしくは類似したサービスを当社サービス上に行う目的のために申し込みをされた場合、一方的にサービス提供を中断させていただきます。

3-5-5.当社は、3-5-1(6)号に対する規定に対してのみ、申込者との折衝により申し込みを承諾する場合がございます。

3-5-6.前項の規定の有無にかかわらず、当社が VirtualWeb サービスの利用申込の承諾または拒絶の理由を明らかにする義務を負いません。

4.契約事項の変更等

4-1.契約事項の変更等

4-1-1.契約者は、VirtualWeb サービス種別の変更等を申し出ることができます。この場合、当社が別に定める申請方法により所定の事項を記載した書面を提出するものとします。

4-1-2.当社は、前項の請求があったときは、第3節(利用申込等)の規定に準じて取り扱います。

5.提供の停止等

5-1.提供の停止

5-1-1.当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて VirtualWeb サービスの提供を停止することがあります。

(1)VirtualWeb サービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期日を経過してもなお支払わないとき

(2)申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(3)前各号に掲げる事項の他、契約者の責めに帰すべき事由で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき

(4)8-1-4(情報の取扱)の規定に違反すると当社が判断したとき

(5)契約者が支払停止に陥ったとき

(6)契約者が、仮差押、差押、再生手続、破産、会社更生等の申立をし、またはこれを受けたとき

(7)契約者が日本および他各国で定められた法律に反する行為を行ったとき、もしくは過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき

(8)契約者が第三者に対して迷惑行為を行ったとき、もしくは第三者から契約者に対して抗議があったとき

(9)その他当社がやむを得ないものと認めたとき

5-1-2.5-1-1(1)が適用された場合、当社に設定され、配置されているデータおよび登録されたドメインは廃棄さ

れます。

5-2.提供の中止

5-2-1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、VirtualWeb サービスの提供を中止することがあります。

- (1)当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2)当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
- (3)第1種電気通信事業者または当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより VirtualWeb サービスの提供を行うことが困難になったとき

5-2-2.当社は、5-2(1)の規定により VirtualWeb サービスの提供を中止しようとするときは、その14日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合および5-2(2),(3)においては、この限りではありません。

5-3.通信利用の制限

5-3-1.当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、VirtualWeb サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。

5-3-2.VirtualWeb サービスをご利用の契約者は、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があったときには、当社は契約者に事前の通知無く契約者の利用を制限することがあり、更に契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

5-4.サービスの廃止

5-4-1.当社は都合により VirtualWeb サービスの特定の種別および品目のサービスを廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、廃止の1ヶ月前までに所定の方法でその旨を通知します。

5-4-2.契約者は、5-4のサービス廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに替えて他の種別および品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については第4節(契約事項の変更等)の規定を準用します。

6.契約の解除

6-1.当社が行う利用契約の解除

6-1-1.当社は、5-1(提供の停止)のいずれかに該当する場合、同節に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。

6-1-2.当社は、前項の規定により利用契約を解除するときは、書面等により契約者にその旨を通知します。

6-2.契約者が行う利用契約の解除

6-2-1.契約者は、VirtualWeb サービス契約を解除するとき(6-2-2,6-2-3の規定による場合を除く)は、当社に対し、解除の日の2ヶ月前までに当社の定める書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が2ヶ月未満であるとき

は、解除の効力は当該通知があった日から2ヶ月を経過する日に生じるものとします。

6-2-2.契約者は、5-2(提供の中止)または5-3(通信利用の制限)に定めた事由が生じたことにより、VirtualWeb サービスを利用することができなくなった場合において当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効力が生じたものとします。

6-2-3.5-4(サービスの廃止)の規定により特定のサービス種別が廃止されたとき(5-4-2の規定により、サービス種別またはサービス品目に変更があった場合を除く)は、当該廃止の日に当該種別に係るVirtualWeb サービス契約が解除されたものとします。

7.料金等

7-1.料金等

VirtualWeb サービスの料金および関連費用(以下「料金等」といいます)は以下の項目からなります。

(1)初期費用

契約者が、サービスを受けるに当たって支払う加入料を含む一時金で、各サービス種別で定める細目からなります。

(2)サービス月額費用

契約者が、VirtualWeb サービス利用の対価として支払う費用で、各サービス種別で定める細目からなります。

7-2.課金開始日

VirtualWeb サービスの課金開始日は、3-2(利用契約の成立)および3-3(利用申込の受付とサービス開始)の規定により契約が成立した時点の日をいいます。

7-3.契約者の支払義務

契約者は、当社に対し、VirtualWeb サービスの利用に係る前条に規定した初期費用、サービス月額費用を、サービス種別毎に当社が定める方法で支払うものとします。

7-4.料金等の請求時期および支払期日

契約者は、当社が指定する方法により、VirtualWeb サービスの料金等を支払うものとします。

7-5.割増金

VirtualWeb サービスの料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額その他、その免れた額の2倍に相当する額を割増として支払うものとします。

7-6.遅延損害金

契約者は、VirtualWeb サービスの料金等または割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率14.5%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

7-7.消費税

契約者が当社に対しサービスの料金等を支払う場合、支払を要する額は、当該料金等に消費税を加算した額とします。

7-8.初期費用およびサービス月額費用の額

VirtualWeb サービスの初期費用およびサービス月額費用の額は、別途当社が定めた額とします。

7-9.契約解除に伴う料金等の清算方法

最短利用期間が経過する前に契約が解除された場合(6-2-2の規定により解除された場合を除く)におけるVirtualWeb サービスのサービス月額費用の額は、課金開始日から当該最短利用期間の末日までの期間の額とします。契約者はこの額とドメイン取得にかかった額を当社の請求に基づき、直ちに支払うものとします。

8.情報の取扱

8-1.情報の取扱

8-1-1.契約者は自己のデータ領域(データ保管空間)内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

8-1-2.当社は契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

8-1-3.契約者は、自己のデータ領域(データ保管空間)内での紛争、または自己の使用するドメイン名に関する紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社またはその他の第三者に何らかの被害、あるいは何らの損害等も与えないこととします。

8-1-4.契約者は VirtualWeb サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

- (1)わいせつ、賭博、暴力、残虐などの情報を発信、送信仲介、受信するなどの公序良俗に反する行為、もしくは、その虞のある行為
- (2)犯罪行為、犯罪行為を導くような行為もしくは、それらの虞のある行為
- (3)他人の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、もしくは、その虞のある行為
- (4)他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、もしくは、その虞のある行為
- (5)他人の名誉、信用を毀損しあるいは誹謗中傷する行為、もしくは、その虞のある行為
- (6)性的、民族的、人種的その他の差別を助長するような行為、もしくは、その虞のある行為
- (7)有害プログラムを含んだ情報、偽造、虚偽または詐欺的信息、公職選挙法に違反する情報を発信、送信仲介、受信する行為、もしくは、その虞のある行為
- (8)その他、法令に違反する行為、もしくは、その虞のある行為
- (9)VirtualWeb サービスの運営を妨げ、もしくは当社の業務営業を妨げ、また妨げるおそれのある行為
- (10)その他、当社が不適切と判断するような行為

8-1-5.当社は以下の場合、契約者の承諾なく、当社サーバー内のデータを消去できるものとします。

- (1)当該データが 8-1-4 記載の行為あるいは、かかる行為の原因、手段、結果になり得ると、当社が判断した場合
- (2)契約者が、1-8 記載の制限値を超えることとなる当該データを蓄積した場合

- (3)当該データが VirtualWeb サービスの提供に何等かの影響を及ぼし得ると、当社が判断した場合
- (4)VirtualWeb サービス提供上その他、当社が当該データの削除を必要であると判断した場合

8-2.バックアップ

- 8-2-1.当社はサーバーの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて契約者の登録したデータの複写を保管することがあります。
- 8-2-2.契約者が登録したデータが消失し、もしくは消去されるなどして、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

8-3.契約者のデータの権利

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、登録前の元々の著作権者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

8-4.当社による編集・出版

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出・再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて、発表することがあります。この場合の一切の権利は当社に帰属するものとします。

8-5.ファイル情報の消去

8-5-1.当社は、VirtualWeb サービス用設備のファイル容量に余裕がなくなるおそれがあるときは、何らの補償をすることなく、また、契約者の承諾を得ずにそのファイルに蓄積されている契約者の情報を消去することがあります。

8-6.当社によるメール等の送付

当社は、当社が必要と判断するメールやファイルを VirtualWeb サービス内のメールアカウントを含めた契約者の連絡先に送付することがあります。この場合、当社が送付したメールが消費する契約者のディスク容量やデータ転送料は契約者の負担とします。

8-7.情報の管理

契約者は、VirtualWeb サービスを使用して、受信し、または送信する情報について、VirtualWeb サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

9.損害賠償

9-1.損害賠償

9-1-1.当社は、VirtualWeb サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、その利用ができない状態が生じた場合でも一切の責を負わないものとし、利用者による損害賠償や返金等の求めにも一切応じません。本サービスご利用されたことに起因するお客様に発生したいかなる不利益にも

一切保証いたしません。

- 9-1-2. 当社は、契約者が VirtualWeb サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます)について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。
- 9-1-3. 当社は、理由の如何にかかわらず、契約者が VirtualWeb サービス用設備のファイルに書き込んだ情報が削除されたことに起因して当該契約者に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
- 9-1-4. 契約者は、VirtualWeb サービスの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとし、当社が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め当社を一切免責補償するものとします。

10. 雑則

10-1. 機密保持

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密(通信の秘密を含みます)を、法令に基づく場合を除き、第三者に漏らしません。

10-2. 著作権

- 10-1-1. 別段の定めのない限り、当社の提供するサービスに関する各コンテンツの著作権その他の知的財産権は当社あるいは各コンテンツの主宰者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としての VirtualWeb サービスの著作権その他の知的財産権は当社に帰属するものとします。
- 10-2-2. 契約者は、VirtualWeb サービスの利用により享受される著作物を、著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。契約者が著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作権を侵害した場合には、契約者がその責めを負うものとし、当社がかかる違反もしくは侵害により損害を被り、もしくは被るおそれがあるときは、当社を防御、免責、補償するものとします。

10-3. ログイン名及びパスワードの管理

- 10-3-1. 契約者は、当社から発行されたログイン名及びパスワードを自らの責任で管理するものとしその管理不十分、使用上の過誤、他人の使用等によって損害が発生したとしても、契約者がその責めを負うものとし、当社は、その責めを負いません。契約者は、ログイン名及びパスワードに関し、以下の義務を負うものとします。
- (1) 契約者は、ログイン名及びパスワードを他人に使用させてはならず、また、その使用权に対して、貸与、名義変更、譲渡、質入等の処分をしないものとします
 - (2) 契約者は、ログイン名もしくはパスワードが分からなくなった場合、速やかに当社に届出るものとします。当社は、有料でログイン名及びパスワードを再発行します
 - (3) 契約者は、ログイン名及びパスワードを秘密に保持するものとし、パスワードを定期的に変更するものとします

(4)契約者は、ログイン名もしくはパスワードが漏洩されたことを知った場合、また、ログイン名もしくはパスワードが他人に使用されたことを知った場合には、直ちに当社に、その旨、通知するものとし、当社の指示に従うものとし、

10-3-2.契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則およびそれらの国の法令に従わなければなりません。

10-4.通信設備等

契約者は、自己の費用と責任において、VirtualWeb サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、VirtualWeb サービスを利用するものとし、

10-5.通信事業者および接続業者

契約者は、VirtualWeb サービスを利用する為に任意の通信事業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとし、当社は、通信事業者もしくは接続業者の責めに帰すべき事由で VirtualWeb サービスの提供が妨げられたとしても、一切その責めを負いません。

10-6.指定ソフトウェア

当社は、VirtualWeb サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

10-7.免責

当社が契約者に対して負う責任は、9-1 に規定するものがすべてであり、これを超えて、契約者が VirtualWeb サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとし、

10-8.利用者への損害賠償請求

契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとし、

11.その他

11-1.契約者名の公開

契約者は、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。

11-2.合意管轄裁判所

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

11-3.設定期間

本サービスにおける設定の遅延等により生じた WEB ページの不通、メールの不通等における契約者の損害に関しては一切関知しないものとします。

11-4.ドメインの移管

ドメインの移管に際して起こった不備に関しては、一切関知しないものとします。

*移管中のメールの不通・WEB ページの不通など

11-5.ドメインの取得

契約者が希望するドメインの代行取得において起こった不備に関しては、一切関知しないものとします。

*希望ドメインが先に他社に取得された場合など

11-6.サポート

電話でのサポート、対応は行わないものとします。

全てのサポートや対応は電子メールで行うものとします。

当社の管理領域はハードウェアおよび管理 OS までとし、ゲスト OS(ユーザ領域)は含まないものとします。

また、サポート範囲は各種マニュアル(コントロールパネル操作マニュアル、電子メール設定マニュアル等)の範囲内とします。

附則

本約款はデータ・ジャパン株式会社により適時変更することがあります。

本約款は平成 21 年 10 月 5 日から実施します。

本約款は平成 22 年 3 月 4 日に一部改定されました。

本約款は平成 25 年 11 月 14 日に一部改定されました。

〒145-0073

東京都大田区北嶺町 2-3

データ・ジャパン株式会社

代表取締役 塚田邦男